

**第六次多摩市
総合計画基本計画答申書**

**令和5年8月
多摩市総合計画審議会**

第六次多摩市総合計画基本計画答申書 目次

はじめに	3
第六次多摩市総合計画基本計画案	4
【資料】	129
委員名簿	130
審議の経過	131
多摩市総合計画審議会条例	132
諮問書	134

はじめに

多摩市総合計画審議会は、令和4年7月7日に多摩市長より、第六次多摩市総合計画について諮問を受けました。

第六次多摩市総合計画の答申書の作成は、約1年の短い期間の中で基本構想と基本計画の二つを検討する非常に厳しいものでした。幅広い分野を各委員がそれぞれの知見を共有し、活発な議論を行うことで、検討を進めてきました。

令和5年5月10日には第六次多摩市総合計画基本構想答申書を提出し、さらに、その答申書を基にし、本審議会における7回の議論を経て第六次多摩市総合計画基本計画の答申をまとめました。

基本計画では、基本構想で定めた将来都市像と6つの「分野別の目指すまちの姿」を実現するため、分野別計画として6つの政策と34の施策を具体化しました。

また、デジタル技術の進歩に伴う急激な社会変化や気候変動などの環境問題、進行する少子化・高齢化への対応など、複雑で予測困難な時代に対応するかを念頭に置き、基本構想で定めた「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」への行政による取組みを促していくため、「重点テーマへの取組み方針」として3つのテーマそれぞれに基本目標を示しました。

今回、特に基本計画の審議を通じ、各委員からは総合計画では拾い上げられない具体的な意見も多くありました。それらの意見についても、今後の個別計画の改定や各分野の取組みを検討する際、さらには変化に応じ総合計画を見直す際の一助となることを期待します。

この答申が様々な課題を解決する道しるべとして、市民とともに進める、より良いまちづくりに資するよう祈念いたします。

多摩市総合計画審議会

会 長	朝日 ちさと	副会長	宮本 太郎
委 員	岩佐 玲子	尾中 信夫	澤登 早苗
	有賀 敏典	紀 初子	鷺尾 和彦
	小笠原 廣樹	勝田 淳二	高木 康裕
	田中 和則	春田 祐子	福井 博文
	細野 佳苗		

(委員区分別 50 音順)

**第六次多摩市
総合計画基本計画案**

**令和 5 年 8 月
多摩市総合計画審議会**

※実際の答申書では、P 5～P 120 に、第9回審議会で確認された計画(最終案)を差し込む予定ですが、審議会 資料 71-1 及び 71-2 と内容が重複することから、割愛しております。

【 資 料 】

多摩市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・区分内 50 音順)

	区分	氏名	備考
	行政委員会等 (3人)	岩佐 玲子	教育委員会委員
		尾中 信夫	都市計画審議会委員
		澤登 早苗	農業委員会委員
会長	学識経験者 (5人以内)	朝日 ちさと	東京都立大学 都市環境学部 教授
		有賀 敏典	国立大学法人千葉大学 大学院工学研究院 総合工学講座 准教授
		紀 初子	多摩市社会福祉協議会 会長
副会長		宮本 太郎	中央大学 法学部 教授
		鷺尾 和彦	株式会社博報堂 マーケットデザイントレンスフォーメーシ ョンユニット クリエイティブ・プロデューサー 兼 株式会社サイニング チーフ・リサーチ・ディレクター
	市民委員 (7人以内)	小笠原 廣樹	公募市民委員
		勝田 淳二	市民団体
		高木 康裕	市民団体
		田中 和則	市内会社員
		春田 祐子	市民団体
		福井 博文	市内会社員
		細野 佳苗	公募市民委員

多摩市総合計画審議会 審議の経過

回	日程	主な内容
令和5年度 第3回	令和5年5月30日	①第六次多摩市総合計画の策定スケジュール及び 全体構成について ②第六次多摩市総合計画の重点テーマ(たたき台)について
令和5年度 第4回	令和5年6月20日	①多摩市総合計画市民ワークショップの報告について ②第六次多摩市総合計画の施策ページについて
令和5年度 第5回	令和5年7月13日	①第六次多摩市総合計画の施策ページについて
令和5年度 第6回	令和5年7月20日	①第六次多摩市総合計画の施策ページについて
令和5年度 第7回	令和5年7月29日	①第六次多摩市総合計画基本計画の施策ページについて ②第六次多摩市総合計画の全体像の確認について
令和5年度 第8回	令和5年8月7日	①第六次多摩市総合計画について
令和5年度 第9回	令和5年8月17日	①第六次多摩市総合計画について ②「第六次多摩市総合計画」における基本計画の 答申書について

多摩市総合計画審議会条例

昭和45年7月1日

条例第19号

改正 昭和49年9月25日条例第40号
平成12年6月30日条例第38号
平成17年3月31日条例第1号

昭和55年6月30日条例第23号
平成15年3月31日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、多摩市の長期的展望に立った総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、多摩市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、国及び東京都の長期計画等と調和した多摩市の総合的な基本計画の策定に関し、必要な調査及び審議し答申を行わせるため、多摩市総合計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し答申を行う。

- (1) 多摩市が定める総合計画に関すること。
- (2) その他市長が総合計画策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 多摩市教育委員会の委員 1人
- (2) 多摩市農業委員会の委員 1人
- (3) 多摩市都市計画審議会の委員 1人
- (4) 学識経験者 5人以内
- (5) 市民 7人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

2 前条第2項第1号から第3号までの規定により委嘱された者の任期は、その在職期間中とする。

(臨時委員)

第6条 審議会は、特別の事項を調査及び審議させるため必要あるときは臨時委員若干人を、市長が委嘱することができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了したときに満了する。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び臨時委員の総計の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認める場合には、委員及び臨時委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、企画政策部企画課に置き、事務局長は、企画政策部長の職にある者をもって充てる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）

（施行日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第2項の規定により委員として委嘱されている多摩市議会の議員及び多摩市の職員については、当該委員の任期が満了するまでの間は、これを委員とする。

(写)

4多企第116号
令和4年7月7日

多摩市総合計画審議会 会長 殿

多摩市長 阿部 裕行

「(仮称)第六次多摩市総合計画」について(諮問)

このことについて、多摩市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

「(仮称)第六次多摩市総合計画」について

2 諮問理由

- 現在、本市では、平成23年10月に策定した「第五次多摩市総合計画」の基本構想に掲げる6つの目指すまちの姿の実現に向けた取組みを推進しており、令和元年6月からは、「第3期基本計画」に基づく施策等を進めています。
- 基本計画については、計画の実効性を確保するため、4年ごとに改定してきたところですが、「第五次多摩市総合計画」の策定当時とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などもあり、社会情勢や地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。
- また、地球規模の課題である気候変動問題への対策や、本市でも進行している少子化、高齢化へ対応していくための健幸都市、地域共生社会の実現など、多くの課題に長期的に取り組むための基本的なビジョン、目指すべき将来の姿、これを達成するために推進する政策・施策の基本的な方向性などを、改めて見直していく必要があります。
- そこで本年度から、総合計画の改定に着手し、SDGsやカーボンハーフの目標年度である2030年度を見据え、新たな基本構想をつくり、そのもとに基本計画を策定することとしました。
- 今回の総合計画改定にあたっては、ニューノーマル(新しい日常・創造)の時代を見据えるとともに、長期的な視点を持ちつつ、刻々と変わる時代や社会情勢に対応可能なつくりとし、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします「(仮称)第六次多摩市総合計画」を策定していきたいと考えていますので、本審議会にてご審議いただきたく諮問します。